

(当会会員宛)

舶工第636号
令和7年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人 日本舶用工業会
会長 木下茂樹
(公印省略)

令和7年度「舶用マイスター」候補者の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当会の事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、平成19年度より我が国舶用工業を支える「優秀な熟練技能者」を「舶用マイスター」として認定する制度を創設し、毎年、当会会員企業及び地方舶用工業会会員企業等の社員の方々を対象として舶用マイスターの認定を行っております。

つきましては、別添の募集要綱に基づき令和7年度の募集を行いますので、該当する候補者を推薦する企業におかれましては、来る5月30日(金)までに認定申請書に必要事項をご記入のうえ、当会宛にお申込みください。

なお、本舶用マイスター制度を一層普及させるとともにその社会的地位を高めるため、舶用マイスターに認定された方のうち希望者を「地方運輸局長等表彰（永年勤続功労、顕著な功績）」又は「国土交通大臣表彰（永年勤続功労、顕著な功績）」の候補者として当会から推薦します。

また、本募集は、当会ホームページ <http://www.jsmea.or.jp> にも掲載しておりますのでご利用下さい。

敬具

添付書類：

- (1) 令和7年度「舶用マイスター」認定募集要綱
- (2) 令和7年度「舶用マイスター」認定申請書 書式1 (当会会員用)
- (3) 令和7年度「舶用マイスター」認定申請書 書式2 (当会会員以外の企業用)
- (4) 令和7年度「舶用マイスター」認定申請書 サンプル

問い合わせ先：(一社)日本舶用工業会 業務部 山内／秋元
〒105-0001 港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル5階
TEL: 03-3502-2041
E-mail: yamauchi.yuto@jsmea.or.jp / akimoto@jsmea.or.jp

(地方舶用工業会宛)

舶工第636号
令和7年4月1日

地方舶用工業会 各位

一般社団法人 日本舶用工業会
会長 木下茂樹
(公印省略)

令和7年度「舶用マイスター」候補者の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当会の事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、平成19年度より我が国舶用工業を支える「優秀な熟練技能者」を「舶用マイスター」として認定する制度を創設し、毎年、当会会員企業及び地方舶用工業会会員企業等の社員の方々を対象として舶用マイスターの認定を行っております。

つきましては、別添の募集要綱に基づき令和7年度の募集を行いますので、該当する候補者を推薦する場合、来る5月30日（金）までに認定申請書に必要事項をご記入のうえ、当会宛にお申込みいただくよう、各会員企業にご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本舶用マイスター制度を一層普及させるとともにその社会的地位を高めるため、舶用マイスターに認定された方のうち希望者を「地方運輸局長等表彰（永年勤続功労、顕著な功績）」又は「国土交通大臣表彰（永年勤続功労、顕著な功績）」の候補者として当会から推薦します。

また、本募集は、当会ホームページ <http://www.jsmea.or.jp> にも掲載しておりますのでご利用下さい。

敬具

添付書類：

- (1) 令和7年度「舶用マイスター」認定募集要綱
- (2) 令和7年度「舶用マイスター」認定申請書 書式2（当会会員以外の企業用）
- (3) 令和7年度「舶用マイスター」認定申請書 サンプル

問い合わせ先：(一社)日本舶用工業会 業務部 山内／秋元
〒105-0001 港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル5階
TEL: 03-3502-2041
E-mail: yamauchi.yuto@jsmea.or.jp / akimoto@jsmea.or.jp

令和7年度「舶用マイスター」認定制度募集要綱

一般社団法人日本船用工業会

1. 目的

本制度は、一般社団法人日本船用工業会（以下「当会」という）会員企業の職員であって、我が国舶用工業界を支える優秀な熟練技能者を「舶用マイスター」として認定することにより、技能者本人の研鑽の努力を讃えるとともに、会員企業の人材確保・養成対策の一助とすることを目的とする。

2. 認定対象者

（1）本制度の認定対象者は、当会会員企業の被雇用者であって、以下の各要件を満たしている者とする。

①製品、部品等に係る以下の業務に携わる優秀な熟練技能者

- 1) 生産設計
- 2) 製造
- 3) 製造に係る品質管理・保守
- 4) その他製造に係る技術系業務（IT関連業務を含む。）

* 管理職であっても、上述の要件を満たす者は対象とする。

②所属する会員企業の推薦が得られる者

（2）（1）にかかわらず、次の各号の何れかに該当する当会会員以外の企業の被雇用者であつて、当会会員企業の推薦が得られる者を認定対象者とすることができる。

①地方船用工業会の会員企業

②当会会員企業の系列企業、協力会社等

* 製造部門以外の技術系業務（開発、発明、考案、研究、基本設計等）に携わる優秀な技術者にあっては、当会の「会長表彰」制度への申請をお勧めします。

* 舶用マイスター制度を一層普及させるとともにその社会的地位を高めるため、舶用マイスターに認定された方のうち希望者を「地方運輸局長等表彰（永年勤続功労、顕著な功績）」又は「国土交通大臣表彰（永年勤続功労、顕著な功績）」の候補者として当会から推薦する。さらに、同表彰者のうち特に顕著な功績を有する者については、「ものづくり日本大賞内閣総理大臣表彰」の候補者として推薦することを目標とする。

* 「地方運輸局長等表彰」および「国土交通大臣表彰」の受賞基準は、別添1および別添2に記載の通り。

3. 申請方法

当会会員企業等が、以下の要領で、2.の認定対象者に該当する候補者を推薦するものとする。

（1）申請書類：当会会員は認定申請書「書式1」を、地方船用工業会会員及び当会会員企業の系列企業、協力会社等は「書式2」を使用し、候補者を推薦する。

（2）当会会員企業1社当たりの申請は2名（地方船用工業会からの申請は1名）までとする。

（3）申請受付期間：令和7年4月1日（火）～令和7年5月30日（金）

4. 認定方法及び認定基準

（1）「人材養成検討委員会」（以下「人材委員会」という。）は、「舶用マイスター審査会」（当

会が委嘱する「人材アドバイザー」で構成する審査会をいう。)での事前審査を経て、認定申請書を基に審査を行い、以下の各要件を満たしている者を「舶用マイスター」として認定する。

- ①高度な技能を有すること。
 - ②後継者の育成と技能の伝承を行っていること。
 - ③他の社員の模範となっていること。
 - ④社業に顕著な貢献をしていること。
- (2) 当会は、前項の審査結果を推薦企業に対して速やかに通知するとともに、当該認定者を「認定者名簿」に登録するものとする。

5. 認定証書等

- (1) 当会は、認定者に「舶用マイスター」の称号を与え、工業会会长名による「認定証」及び「認定徽章」を交付する。
- (2) 当会は、認定証書等の交付にあたり、理事会等に併せて交付式を開催する。

6. 公表

当会は、交付式の時期に合わせて認定者の氏名等を公表するものとする。

7. 秘密の保持

人材委員会委員、人材アドバイザー及び当会役職員は、本制度の運用過程で知り得た個人情報・技術情報等について、守秘義務を負う。

8. 負担金

認定者の推薦企業は、認定証書・認定徽章等の製作費として3万円（舶用マイスター1名につき）を負担する。

以上

地方運輸局長等表彰「地方運輸局等別 受賞基準」

○永年勤続の功労

地方運輸局等	年令	勤続年数	備考
北海道	50才以上 (現業職員は45 才以上)	25年以上	・現役に限る
東北	50才以上	30年以上	
関東	50才以上	現業勤務が28年 以上	
北陸信越	50才以上	25年以上	・支局長等の表彰を受章したことのある者
中部	50才以上	32年以上	・現役に限る ・関係部長、支局長等の表彰を受章したことのある者
近畿	50才以上	28年以上	・現役に限る ・管理職の場合は、全業歴の現業歴年数が3分 の2以上 ・本社が近畿運輸局管内に登記されていること
神戸	50才以上	現業勤務が28年 以上	・現役に限る ・兵庫県内に勤務していること
中国	45才以上	27年以上	
四国	50才以上	30年以上	
九州	50才以上	32年以上	

※申請の際には、所属する地方運輸局に受賞基準を確認の上でお手続き下さい。

国土交通大臣表彰「海事関係功労者表彰 内規（抜粋）」

(表彰の事業区分)

第3条 選考の範囲は次の海事関係事業とする。

- 一 海運関係事業（略）
- 二 船舶関係事業（造船事業、造船関連事業及び船舶関連事業等）**
- 三 船員関係事業（略）
- 四 港湾関係事業（略）
- 五 海上保安関係事業（略）
- 六 前各号の振興発展を目的とする事業

(表彰の事由等)

第4条 表彰は、次に掲げる者又は団体に対して行う。

- 一 職責遂行、事故防止の功労
(略)

二 発明、考案、改良、研究の功労

前条に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い海事関係事業の振興発展に著しい貢献をした者又は団体

三 永年勤続の功労

海事関係事業の次のいずれかに該当する業務に現に従事する者であって、永年にわたり業務に精励しその間における責任事故がなく、その勤務成績が優秀であって他の模範となる年令55才以上の者。ただし、原則として、地方運輸局長表彰を受けた者に限る。

イ 海事関係事業の現業部門の業務に37年以上従事している者

□ (略)

四 海事関係事業の功労

イ 次のいずれかに該当する海事関係事業の経営責任者であって、その功績が顕著な年令55才以上の者。ただし、原則として、地方運輸局長表彰を受けた者に限る。

(1) 関係団体の役員として17年以上在任している者

(2) 海事関係事業に37年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者

(3) 海事関係事業の役員として20年以上在職している者

ロ その他海運の発展、海上観光事業の発展、造船及び造船関連工業技術の進歩、船舶運航技術の改善、海上労働の研究調査、港湾の発展、海上保安若しくは海事思想の普及徹底等に貢献しその功績特に顕著な者又は団体

以上

「船用マイスター」認定申請書サンプル

令和〇年 〇〇月 〇〇日

一般社団法人 日本船用工業会
会長 木下 茂樹 殿

会業名: ○○○○株式会社

役職名: 代表取締役社長

推薦者氏名: ○○ ○○

印

* 推薦者氏名欄には、「企業の代表者」あるいは「その代理を指示された方」を記入して下さい。

「船用マイスター」として下記の者を推薦します。

候補者写真
貼付欄
(40×30)

1 認定候補者 * 氏名は楷書でご記入下さい。* 現所属部署は事業所・工場名もご記入下さい。

フリガナ ○○○○ ○○○○	性別	男	女	満年齢	○○歳
氏名 ○○○○ ○○○○	生年月日	西暦○○○○年 ○○月 ○○日			
現所属部署・役職	○○部 ○○課 ○○○○				
業務の類型(選択)	1) 生産設計 2) 製造 3) 製造に係る品質管理・保守 4) その他製造に係る技術系業務				
現職の業務内容	○○○○の製造、○○○○の加工業務				
職歴 <small>技能に係るもののみを記述 (転職し、前職業務が該当する場合はそれも含み簡潔にお書き下さい。)</small>	所属部署・役職等	在籍期間(年～年)	従事していた主な業務内容		
	○○部 入社	○○年	○○業務		
	○○部 係長	○○年～○○年	○○業務		
	○○部 課長	○○年～○○年	○○業務		
	○○部 部長	○○年～○○年	○○業務		
経験年数 (上記技能職歴の合計年数)	○○年 ○ヶ月				

2 認定候補者の技能に関する取得資格、受賞実績

* 国/地方自治体/公共機関等に係る事項及び企業内での主要な資格・表彰等を記述。

* 資格名称欄には、一般的な資格ではなく、業務に係る専門的な資格のみを記載して下さい。

資格名称	取得年	表彰名称	取得年
○○○○ 第4類	○○○○年	○○○○会 ○○会長表彰	○○○○年
○○○○ 2級	○○○○年	○○○○会 ○○賞	○○○○年
○○○○ 三種	○○○○年		
○○○○ 二種	○○○○年		

3 実用新案等の取得 *社業で認定候補者が関与している実用新案等がありましたらご記入下さい。

実用新案等の名称	取得年	実用新案等の名称	取得年
○○○○	○○○○年		

4 推薦理由

*下記の認定基準項目に沿って、できる限り具体的に推薦理由をお書き下さい。経験年数が10年未満の候補者の場合は、若干であっても認定に値する状況を明確に説明して下さい。

*審査委員が記述内容を十分理解できるように、適宜、写真や図表等を添付して下さい。

*記述欄は、記述の分量に応じ、適宜拡大して使用して下さい。

①高度な技能を有すること。:(上記2.の取得資格や受賞実績の引用、技能レベルや工程改善の状況を示す定量的データや同種の業務に携わる他職員との比較等を用いて、技能等の優秀さが具体的に分かるようご記入下さい。理解を助ける写真や図表を適宜添付願います。)

【記入例】氏は○○年の長きにわたり当社の○○業務に従事し、製品の品質向上に尽力してきた。○○に関する業務では○○と○○の免許を取得し、○○に関する業務においても○○の免許を取得し、会社全体の技能レベルアップに貢献してきた。特に、○○の工程においては、氏は目視で○○の度合いが判断できるなど、社内トップレベルの技能を有している。加えて、それまで人の手で処理してきた○○の工程を自動化したことにより、作業者の負担を軽減すると同時に、作業時間を50分短縮し、生産効率を50%向上させた。複雑な加工を要する○○の工程においては、加工方法の改善を行い、○○mm単位の高精度な加工を実現した。

②後継者の育成と技能の伝承を行っていること。:(後進の指導・育成の取り組みについて、どのような技能をどのように伝えているか、社内の研修・勉強会等への貢献を含め具体的にご記入下さい。)

【記入例】職場の新入社員を対象に行っている1ヶ月の研修においては、氏は指導長としてマンツーマンで細やかな指導を行い、後継者育成に尽力している。また毎月のミーティングにおいても、過去の不具合事例等を共有し、若手のみならず職場全体の技能向上に貢献している。最近は加工手順や段取りをビデオで録画し、教育用資料として活用するなど、機械加工に必要なノウハウ伝承の効率化に向けて常に試行錯誤を続けている。

③他の社員の模範となっていること。:(①や②以外の観点を含め、候補者の勤務成績、社内での模範となる活動や姿勢等を具体的にご記入下さい。)

【記入例】氏の仕事に対する責任感は人一倍強く、与えられた仕事に関しては、作業内容、納期等を考慮しながら、優先順位をつけることが出来、また自ら粘り強く最後までやり遂げることで、

職場メンバーのみならず、部門全体に模範を示している。また、真面目で温厚な人柄により、社内のみならず顧客からの信頼も厚く、客先対応時も高い社交性を發揮するなど、他の社員の模範となっている。安全に関する業務でも、リーダーとしてメンバーに現場での安全に対する意識付けを常に実行しており、無事故の達成に貢献している。

④社業に顕著な貢献をしていること。：(候補者が携わった主要なプロジェクトや製品、生産性や安全性の向上等を含め、これまでの業務内容が社業へどのように貢献しているか等について具体的にご記入下さい。)

【記入例】〇〇〇〇年に実用化した〇〇においては、プロジェクトの一員として過去最大となる出力を実現する加工に大きく貢献した。その際に確立した手順及び方法の功績は大きく、その後多くの製品加工に活用・応用されている。この功績により、〇〇年には「〇〇〇〇会 〇〇賞」を受賞した。その他、以下の製品の実用化の際にも、その加工技術・知識を持って貢献してきた。

- 1) 〇〇〇〇の〇〇〇〇化
- 2) 〇〇〇〇の〇〇〇〇化

⑤総括的な推薦理由：(上記①～④の記述内容を含め、候補者の推薦理由を総括的にご記入下さい。審査過程において、船用マイスターとしての適格性を示す要約的な記述としてこの記述を使用します。)

【記入例】氏は入社以来、〇〇業務に従事し、社内トップレベルの技能を有している。〇〇の実用化に際しては、その高い技術力をもって大きく貢献し、「〇〇〇〇会 〇〇賞」の受賞に至った。また、作業時間の短縮、作業内容の効率化に向けて常に改善を怠らず、実際に生産効率の向上を実現した。真面目で温厚な人柄により、社内外問わず厚い信頼を得ており、新入社員に対する研修では指導長として後継者育成に尽力している。以上により、氏の船用マイスターとしての適正は申し分ないと思われる。

5 地方運輸局長等表彰等への推薦希望

*「地方運輸局長等表彰（永年勤続功労）」又は「国土交通大臣表彰（永年勤続功労等）」の候補者としての推薦を希望する方は、該当する表彰制度をご回答下さい。

*各表彰制度には年齢・勤続年数等の条件があります。詳細な受賞基準は、募集要綱をご確認ください。

推薦を希望する表彰制度（該当を〇で囲う）	
地方運輸局長等表彰	・ 国土交通大臣表彰

(連絡窓口)

担当者氏名：〇〇 〇〇 所属・役職：〇〇部 〇〇課
住 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
電 話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 E メール：〇〇〇@〇〇〇